

改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する
自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式

評価基準書（加算方式）

令和5年8月

支援局 家庭福祉課

本書は、「改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式」の調達に関する評価手順を取りまとめた評価基準書である。落札方式、評価の手続き及び評価基準を以下に記す。

1. 落札者決定方法及び得点配分

(1) 落札者決定方法

次の要件をともに満たしている者のうち、「(2) 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点数の最も高い者が二者以上となった場合には、当該者のくじ引きによって落札者を決定する。

ア 「応札資料作成要領」に沿った提案書類が提出されていること。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ウ 別添「評価基準票」に記載される評価のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

(2) 総合評価点の計算

総合評価点 = 技術点 (200 点) + 価格点 (100 点)

技術点 = 基礎点 (50 点) + 加点 (150 点)

価格点 = 価格点の配分 (100 点) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

2. 評価の手続き

(1) 評価

提出された提案書について、「3. 評価項目の加点方法」に記す評価基準に基づき採点を行う。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。この際、別添「評価基準票」に記載される評価項目のうち必須とされた各項目について、基礎点を0点とする評価者がおり、技術審査委員会においても0点とすることが妥当であると判断された場合は、その応札者を不合格とする。

(2) 総合評価点の算出

以下（小数点以下第2位を四捨五入）を合計し、総合評価点を算出する。

ア 上記「(1) 評価」により与えられた技術点

イ 入札価格から、「1. (2) 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

3. 評価項目の加点方法

(1) 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて評価項目ごとの得点が決定される（評価項目ごとの基礎点、加点の得点配分は「評価基準票」の「得点配分」欄を参照）。

(2) 基礎点評価（配点：50点）

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されており、必須事項の内容を充足していると評価された場合には10点が与えられ、充足していない場合は0点となる。

(3) 加算点評価（配点：150点）

加算点は、提案書が各評価項目の内容を充足しているほか、具体的な提案内容となっているか、特に有益と考えられるか、実現が期待できるか等の観点に沿って、以下に記載の基準により項目ごとに配分された加算点の範囲内で評価を行う。

ただし、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」及び「従業員への賃上げを表明した企業等に関する指標」については、別添「評価基準票」の「評価基準」欄に基づき評価を行う。

[基準]

- A : 非常に有効な提案がなされている
- B : 有効な提案がなされている
- C : 提案がなされている（標準的と考えられる提案内容）
- D : 劣る提案がなされている
- E : 特に劣る提案がされている、提案がなされていない

(※) 配点については、別添「評価基準票」に記載されているとおり。

「改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式」評価基準票

評価基準票

(価格点：技術点＝1：2、得点配分：価格点100点、技術点200点)

I 価格点

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 \text{点}$$

II 技術点

評価項目	必須	評価基準	得点配分			採点欄	提案書 項番号
			基礎点	加点	合計		
1. 事業の目的、内容及び実施方法							
1-1 事業目的	○	・事業内容が本調査研究の目的と整合しているか。	10	—	10	A · E	
1-2 事業内容		・事業内容が具体的かつ詳細か。	—	20	30	A · B · C · D · E	
		・仕様書に示された内容以外に、本調査研究の目的に沿った取組が提案されているか。	—	10		A · B · C · D · E	
1-3 実施方法		・アンケート調査の実施方法及び分析方法について具体的な内容が提案されているか	—	10	30	A · B · C · D · E	
		・ヒアリング調査の実施方法及び分析方法について具体的な内容が提案されているか	—	10		A · B · C · D · E	
		・社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン(案)の作成の手順について具体的に提案されているか	—	10		A · B · C · D · E	
1-4 事業計画	○	・事業実施計画は妥当かつ現実的なスケジュールとなっているか。	10	—	20	A · E	
		・事業実施計画に事業を適切に実行する根拠（人員、手順、経験等）が示されているか。	—	10		A · B · C · D · E	
2. 組織の経験・能力							
2-1 調査分析等業務の経験	○	・過去に社会的養護に関する事業又は調査研究に関する実績があるか。	10	—	30	A · E	
		・過去に自治体や児童養護施設等に対してアンケート調査やヒアリング調査を実施した実績があるか。	—	20		A · B · C · D · E	
2-2 組織としての調査実施能力	○	・調査結果等の情報管理体制は十分か。	10	—	30	A · E	
		・疑義照会に対応できる体制が整っているか。	—	10		A · B · C · D · E	
		・データ作成処理について、事務処理ミスが発生しないための対策を講じているか。	—	10		A · B · C · D · E	
2-3 調査業務に当たっての情報処理・人員体制	○	・業務遂行のための必要な経営基盤を有し、バックアップの体制を含めた十分な人員が確保されているか。	10	—	10	A · E	
3. 業務従事予定者の識見・能力							
3-1 児童福祉に関する識見		・児童福祉に関する識見を有しているか。	—	10	20	A · B · C · D · E	
3-2 経理処理事務能力の適格性		・経理処理事務能力に関する識見を有しているか。	—	10		A · B · C · D · E	

評価項目	必須	評価基準	得点配分			採点欄	提案書 項番号				
			基礎点	加点	合計						
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標											
※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※内閣府共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。											
4-1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるばし認定企業・プラチナえるばし認定企業）	<p>下記のいずれかに該当するか。</p> <p>10点：プラチナえるばし 8点：3段階目（認定基準5つ全てが○となっている） 6点：2段階目（認定基準5つのうち3～4つが○となっている） 4点：1段階目（認定基準5つのうち1～2つが○となっている） 2点：行動計画を策定している 0点：認定を受けていない</p> <p>※ 就労時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p>				0・2・4・6・8・10					
4-2	次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	<p>下記のいずれかに該当するか。</p> <p>10点：プラチナくるみん ※1 6点：くるみん（令和4年4月1日以降の基準）※2 6点：くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日の基準）※3 6点：トライくるみん ※4 4点：くるみん（平成29年3月31日までの基準）※5 0点：認定を受けていない</p> <p>※1 次世代法第15条の2の規定に基づく認定 ※2 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 ※3 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（※5の認定を除く。） ※4 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定</p>	—	10	10	0・4・6・10					
4-3	青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定企業	<p>下記のいずれかに該当するか。</p> <p>8点：ユースエールの認定を受けている 0点：認定を受けていない</p>				0・8					
5. 従業員への賞上げを表明した企業等に関する指標											
5-1	賞上げを表明した企業等に対する加点（大企業）	事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること				0・10					
5-2	賞上げを表明した企業等に対する加点（中小企業等）	事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること	—	10	10	0・10					
						計	/200				

III 評価方法

（1）基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。Eの評価となった場合は、他の評価にかかわらず失格となる。

（2）加算点評価（評価項目4及び5を除く）

加算点は、技術提案書が各評価項目の要件を満たし、かつ、具体的な提案内容となっているか、特に有益と考えられる、実現が期待できる等の観点に沿って、以下の基準により項目ごとに配分された加点の範囲内で評価を行う。

- A：非常に有用な提案がなされている（豊富にある、大きく貢献する、十分備わっている等）……………10点又は4点
- B：有用な提案がなされている（ある、貢献する、備わっている等）……………7点又は3点
- C：提案がなされている（標準、普通）……………5点又は2点
- D：劣る提案がなされている（足りない、貢献がやや乏しい、やや備わっていない等）……………3点又は1点
- E：特に劣る提案がなされている、提案がなされていない（ほとんどない、ほとんど貢献しない、ほとんど備わっていない等）0点